

重要事項 : 必ずお読みください。

令和3年10月4日

第15回 総合精度管理事業
参加機関各位

第15回総合精度管理事業(2021年度)「デザイン項目」の実施方法について

1. 実施について

貴機関におかれましては、日頃から総合精度管理事業にご参加を頂き誠に有難うございます。

さて、標記「デザイン項目」につきましては、長らく「模擬結果報告書」による方法で実施して参りましたが、更に適切なデザインの実施定着に資する方法を検討する中で、本部に設置している総合精度管理委員会で今年度から実施方法を変更することが決まりました。

皆様にはよろしく御理解をお願い致しますと共に、新たな方法が、参加機関各位の更なる適切なデザインの実施に資するものとなるよう祈念いたします。

変更後の実施方法

参加機関に作業環境測定結果報告書を提出いただき、その記載内容について審査を行う方法

2. 実施スケジュール

10月4日(月)～10月29日(金)16時まで

参加申込

(申込受付後当協会より請求書を送付)

11月初旬

参加費用の振込み期限

11月10日(水) 16時まで

作業環境測定結果報告書の提出期限

報告書は電子データ(pdfファイル等)でご提出いただきます。

11月下旬～3月

報告書の審査期間

3月末日

審査結果の送付

※実施スケジュールは状況により多少前後する可能性があります。予めご了承ください。

次頁へ続く

3. 作業環境測定結果報告書の提出について

- ①提出する作業環境測定結果報告書(以下、報告書とする。)は令和2年4月1日～令和3年3月末日まで実際にその機関が作成して提出した報告書の写しを1通のみ提出してください。(※C・D測定の報告書は対象外ですので、必ずA・B測定の報告書を提出してください)
- ②提出する報告書の様式(A様式(粉じん用)またはB様式(特定化学物質、鉛、有機溶剤、石綿用))は、各都道府県労働局宛に作業環境測定法施行規則別表に基づく作業環境測定機関登録を行った「登録号別」により次の表に従ってください。

労働局宛の登録号別		提出する報告書の様式
第1号(粉じん)を登録している	第1号(粉じん)のみを登録している。	A様式
	第1号(粉じん)のほかにも第2号～第5号のいずれか又はすべてを登録している。	A様式又はB様式のどちらか1通の報告書を提出してください。
第1号(粉じん)を登録していない	第2号～第5号のいずれか又はすべてを登録している	B様式

※登録号別

第1号：鉱物性粉じん

第2号：放射性物質

第3号：特定化学物質

第4号：金属類

第5号：有機溶剤

- ③報告書を提出する際は、事業場名等を特定できる情報は黒く塗りつぶしてください。また、測定を行った事業場との守秘義務に抵触しない報告書をご提出ください。
- ④提出された報告書は第15回総合精度管理事業デザイン項目の審査にのみ使用いたします。

【本件担当部署】

公益社団法人 日本作業環境測定協会 研修センター

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 6階

電話：03-3456-1601 FAX：03-3456-5854